

5 大 総 第 70 号
令和 5 年 6 月 20 日

大鹿の十年先を変える会 宗像 充 様

大鹿村長 熊谷 英俊

質問書の回答について

令和 5 年 6 月 7 日付 質問書について下記のとおり回答します。

記

質問 1. について

信濃毎日新聞掲載記事は、発言の一部を切り取って文章化したものであり、当方の意図したところとは相違があります。

大鹿村として受け入れを容認できるかどうかは、安全性が担保されていることを前提に村民の皆さんに対策土活用の具体的な計画を説明し、理解を得られるかどうかで判断するものと考えます。

質問 2. について

安全性が担保されたものでなければ、そもそも大鹿村内での処分を前提とした説明を村民の皆さんにできませんし議論になりません。有識者の助言を得ながら各試験等を行い、活用計画を具体化したのちに住民説明会となると考えます。

こうした試験を行うことは、3月の連絡協議会だけでなく、前年9月、12月の連絡協議会においても、また全戸配布の「リニア中央新幹線情報」(No.55, 56, 57)でも文章により説明をしています。

質問 3. について

建設工事で発生する発生土は、盛土や埋土の材料として有効利用が図られることが望ましいと考えています。特に村内で発生土を活用することで、発生土運搬車両を低減することができます。自然由来の重金属等を含有する発生土についても、必要な対策をとり環境リスクを抑えることで、発生土の利用を最大限はかることが望ましいと考えます。

質問4. について

不溶化については、土壤汚染対策法や「建設工事で発生する自然由来重金属等含有土対応ハンドブック」（平成27年3月 土木研究所編）等に記載されている実績ある工法であり、新東名高速道路の盛土建設などでも採用されていると聞いています。なお、現在検討中の不溶化材は、マグネシウム系の材料と聞いています。

質問5. について

今回の試験施工以外で、「不溶化の持続性確認」をする雨水曝露試験を、現時点で1年半以上行っており、不溶化の効果が確認されています。今後も当面の間継続して行う予定と聞いています。

質問6. について

JR 東海が進める不溶化による対策土活用に向けた検討については、JR 東海の用地で、必要な法手続き、保全措置をとり、実施されているものと認識しております。今回 JR 東海が行う試験施工は、試験であることから、対策土仮置き場と同様に、アスファルト舗装をした上に不溶化した対策土で盛土や擁壁に構築するものであり、それに触れた雨水は、水槽に回収して、重金属等濃度を確認のうえ、排水処理します。

他の事例については、詳細を把握しないととも、各種条件が異なるため、単純に比較できないと考えます。

質問7. について

現在は、JR 東海が対策土活用方法を検討している段階です。村内での具体的な活用計画は示されていないため、今後示される具体的な活用計画を踏まえ判断します。なお、盛土造成等にあたっては、当然のことながら法令等に準拠して対応されるものであり、適切な安全性は確保されるものと考えます。

また、下流域の影響については、仮定の話になりますので、コメントを差し控えます。

質問8. について

JR 東海が検討している段階であり、また当然のことながら法令等に準拠して対応されるので、ご指摘のようなことにはならないと考えています

質問 9. について

「日本で最も美しい村」「ジオ・エコパーク」等に共通する理念として、人為的なものを排除するのではなく適切に共存・活用を図ることで地域振興につなげる、ということがあります。村として適切に対応することでご指摘のようなことにはならないと考えています。

質問 10. について

活用計画が具体化されましたら、JR 東海により説明会を開催するなど、適切に説明等がなされるべきと考えます。

質問 11. について

建設工事で発生する発生土は、盛土や埋土の材料として有効利用が図られることが望ましいと考えています。自然由来の重金属等を含有する発生土についても、必要な対策をとり環境リスクを抑えることで、発生土の利用を最大限はかることが望ましいと考えます。

以上